

火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十一号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）
別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から十まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
十一 法第三十火薬類保安 一条第三項の責任者試験 規定に基づく手数料 丙種火薬類製 造保安責任者 免状、甲種火薬 類取扱保安責 任者免状又は 乙種火薬類取 扱保安責任者 免状に係る試 験の実施	（現行のとおり）	一万七千円	受験申込みの とき又は第二 条第二項の指 定試験機関が 定めるとき。
十二から十四まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条から第四条まで（略）
別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から十まで（略）	（略）	（略）	（略）
十一 法第三十火薬類保安 一条第三項の責任者試験 規定に基づく手数料 丙種火薬類製 造保安責任者 免状、甲種火薬 類取扱保安責 任者免状又は 乙種火薬類取 扱保安責任者 免状に係る試 験の実施	（略）	一万二千円	受験申込みの とき又は第二 条第二項の指 定試験機関が 定めるとき。
十二から十四まで（略）	（略）	（略）	（略）